2021年度　実習教員部要求書　**回答交渉資料**　　　　　　　　2021/10/4

| ２０２１年度　要求項目  重点要求項目は網掛け。昨年度の要求内容と変更した部分（言い回しもふくめ）は下線 | ２０２１回答  下線等は2020からの変更点 |
| --- | --- |
| １．賃金に関する要求  (1)　教育職(二)表1級の号俸加算については、2006年度給与構造改革以前の加算号俸数に戻すこと。  (2)　実習教員の２級昇任基準の在職年数（高卒18年以上、短大卒16年以上、大卒14年以上）を引き下げること。  (3)　理科実習教員の２級昇任基準について（以下「実習助手及び寄宿舎職員の昇任に関する確認書」（2011年4月1日適用）における要件）   1. 基準(1)および基準(2)の年度年齢を撤廃すること。 2. 基準(1）のウ在職年数に講師経験を認めること。 3. 講師期間においても、基準(1)のア講習会及びイ認定講習の受講並びに単位修得を認めること。 4. 基準(1)のア講習会及びイ認定講習を、講習会及び認定講習を引き続き計画的に開講すること。   (4)　専門科実習教員の認定講習の内容を充実させ、県外での受講とならないよう講座を引き続き開講すること。  (5)　教科及び学校運営上必要な資格取得費用は公費で賄うようにすること。  ２．身分確立・職務の明確化に関する要求  (1)　教育職員としての職務を明確にするとともに、学校運営上の業務に制約を加えないこと。  (2)　実習教員を教諭一元化するための「制度改革」(学校教育法及び標準定数法改正)実現に向けて、長野県としても文部科学省・全国校長会等に働きかけること。  (3)　職名「実習助手」を「実習教員」に、「教諭（実習担任）」を「教諭」とすること。  (4)　呼称について、管理職への周知を徹底し、定着をはかること。  (5)　交渉での合意内容を尊重し、「実習助手の呼称の取り扱いについて」（2019年３月）を撤回すること。  (6)　実習教員の２級昇任制度について、新規採用者を含むすべての該当者に『実習助手の昇任要件について』（高校教育課作成）を配布し、説明をすること。  (7)　新規採用者や常勤講師の任用時には、労働条件等を文書で明示することを周知徹底すること。  (8)　実験実習に関する各種講習会(センター主催の研修)を充実させること。また、現場の実情に合った薬品の取り扱い・管理の講習会を引き続き開催すること。  (9)　新規採用者の研修制度を充実させること。  (10)　学科改編や人事異動に伴う担当教科の変更がある場合は、本人の意向を十分に尊重して身分を保障すること。また、新たな担当教科に関わる研修を保障すること。  (11)　教員免許更新制度に関して、実習教員の免許更新のあり方について整理し周知をはかること。  (12)　認定講習など各種講習や研修が新型コロナの影響等で実施が難しくなった場合は、代替措置を講ずること。また、開講される認定講習などの情報は早く公表するとともに、各校にも提供すること。  ３．人事に関する要求  (1)　実習教員の採用選考を全教科で実施するとともに、大幅に採用を増やして欠員を解消すること。  (2)　新規採用においては、教科の専門性を重視すること。そのために、当該教科の教員普通免許状所有者(取得見込み者含む)の採用や、採用選考に「講師経験者枠」を創設するなどして、講師経験者を積極的に採用すること。  (3)　実習教員の配置は正規職員を原則とし、やむを得ず臨時的任用を配置する場合も、全体の人事異動の妨げとならないように配慮すること。  (4) 初任者の母校勤務は避けること。  (5)　常勤講師の任用については、当該教科の専門的知識を持った人を任用すること。  (6) 少数学科の実習教員に対する「人事異動要綱」の機械的・画一的な適用をしないこと。  (7)　人事異動により、担当学科・科目の変更や本務外配置をさせないこと。  (8)　学科改編や統廃合等に伴う定数減については、機械的に行わないこと。  (9)　キャンパス校やサテライト校に実習教員を配置すること。  (10)　定数法上の実習教員数に満たない学校においては、定数の確保をすること。また、学級減に伴う実習教員の定数減は機械的に行わないこと。  (11)　農業・工業においては、施設の事情に基づく加配も含め、法定数を配置すること。  (12)　再任用制度の運用にあたっては、希望者全員を~~再~~任用し、職場については本人の希望を尊重すること。  ４．教育条件整備に関する要求  (1)　需用費については現場・地域の実態にみあった増額を行うこと。また、備品の耐用年数を経過したものについては速やかに更新できるよう予算措置を講ずること。加えて、コロナウイルス感染拡大防止のために実験実習の回数が増加している実情に鑑み、人的配置や予算措置を積極的に講ずること。  (2)　普通教室に整備される電子黒板やWi-FiなどのICT環境やエアコンなどを実習室にも早急に整備すること。また、ドラフトなどの換気装置が適切に使えるように整備すること。  (3)　被服貸与は、４月１日付けで一律に完全実施をすること。また、実験実習に携わる非常勤講師についても被服貸与を行うこと。  (4)　理科実習教員の白衣の購入価格について、防炎・抗菌・耐薬品など、安全かつ使い勝手のよいものを常識の範囲で購入するため、2017年の交渉で確認されたとおり「事務指導票の標準単価3000円」が上限ではないことを各校の事務担当者へ周知し徹底すること。  (5)　薬品について  ①　薬品庫の改修等については、当該校と充分話し合い、利用しやすいものにすること。  ②　廃液・薬品を処理するための予算配当を引き続き行うこと。  ③　薬品の取り扱いおよび管理方法・受払簿の様式等について現状をふまえ研究すること。  ④　学校内にある放射性物質については、該当校の意向を尊重しながら、関係省庁と連携をとって安全に管理できるようにすること。また、これに関する費用は、該当校の負担としないこと。  (6)　実験実習の施設設備において、耐震化のための独自予算措置を講ずること。  (7)　廃機器を処理するための予算配当を行うこと。  (8)　休日勤務などによる代休が必ず確保できるようにすること。  (9)　学校内の危険箇所の把握と改修をすすめること、また危険を伴う作業については安全のために複数の職員で当たることができるような条件整備をすること。  (10)　妊娠中の業務軽減のための非常勤職員の配置について、全ての職種に適用すること。また、業務内容を限定せず妊娠判明時から産前休暇に入る全期間に適用すること。  (11)　校舎改築等に伴う引っ越し業務については、個人に負担がかからないように計画的に進めること。また、その業務が時間外に及ばないように、人的配置を行うこと。 | １  (1)　困難である。  (2)　困難である。  (3)  ①　困難である。  ②　困難である。  ③　困難である。  ④　引き続き努力する。  (4)　努力している。  (5)　できない。  ２  (1)　法令等に基づき対応していきたい。  (2)　国の動向を注視したい。  (3)　職名として認めることはできない。  (4)　引き続き努力したい。  (5)　社会情勢に即した見直しを行ったところである。  (6)　該当者への周知については、引き続き努力する。  (7)　引き続き努力したい。  (8)　講習会の開催については、引き続き努力したい。  (9)　引き続き努力したい。  (10)　努力したい。  (11)　対応している。  (12)　認定講習は実施している。その他の講習や研修の実施、講座等の情報提供については努力したい。    ３  (1)　状況を見ながら判断したい。  (2)　実習助手については、教員免許状の所持を要件としていない。~~後段については、人事は学校長の意見等を聞いて公正かつ慎重に行っている。~~  (3)　努力したい。~~集中することがないよう配慮していきたい。~~  (4)　努力したい。  (5)　努力したい。  (6)　学校の実情に応じて対処している。  (7)　努力したい。  (8)　努力している。  (9)　必要な職員の配置に努力したい。  (10)　努力したい。また以下は、配慮したい。  (11)　努力している。  (12)　努力したい。  ４  (1)　努力している。  (2)　努力したい。  (3)　必要なものは再配当している。後段については困難である。  (4)　事務長会議等通じて伝えたい。  (5)  ①　基本的には標準図に基づいている。校舎改築の際には、当該校と充分話し合って進めていきたい。  ②　必要に応じて再配当している。  ③　必要に応じて研究していきたい。  ④　努力している。  (6)　困難である。  (7)　必要に応じて再配当している。  (8)　引き続き努力する。  (9)　引き続き努力する。  (10)　困難である。  (11)　運搬処分費は予算措置をしている。日程等は校内で調整を図られたい。また以下については、困難である。 |